

令和6年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

風水害対策編

修正後	修正前	修正理由
第 1 節 計画作成の趣旨 3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。 また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を<u>行い</u>、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。 4	第 1 節 計画作成の趣旨 3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。 また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を<u>加え</u>、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。 4	文字の修正

修正後	修正前	修正理由
第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要 本市は、松本盆地の最も低い部分を有していることから、盆地のすべての水（河川）が集まってくる。山間部は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を<u>行い</u>、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。 2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の	第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要 本市は、松本盆地の最も低い部分を有していることから、盆地のすべての水（河川）が集まってくる。山間部は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を<u>加え</u>、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。 2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安	文字の修正

安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ○ 防災関係機関 <u>と</u> 住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有 5	全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ○ 防災関係機関 <u>、</u> 住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有 5	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由				
第3節 防災上必要な機関の実施責任と処理すべき 事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>松本広域消防局</td><td>災害の予防、警戒及び防<u>御</u>に関すること。</td></tr></table> (6) 関東経済産業局 ア 生活必需品、復旧資材<u>等</u>防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (12) 東京管区気象台 (長野地方気象台) ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに成果の収集、発表。<u>。</u> イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説。<u>。</u> ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備。<u>。</u> エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技	松本広域消防局	災害の予防、警戒及び防 <u>御</u> に関すること。	第3節 防災上必要な機関の実施責任と処理すべき 事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>松本広域消防局</td><td>災害の予防、警戒及び防<u>ぎ</u><u>よ</u>に関すること。</td></tr></table> (6) 関東経済産業局 ア 生活必需品、復旧資材<u>当</u>防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (12) 東京管区気象台 (長野地方気象台) ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに成果の収集、発表 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技	松本広域消防局	災害の予防、警戒及び防 <u>ぎ</u> <u>よ</u> に関すること。	文字の修正
松本広域消防局	災害の予防、警戒及び防 <u>御</u> に関すること。					
松本広域消防局	災害の予防、警戒及び防 <u>ぎ</u> <u>よ</u> に関すること。					

	術的な支援・助言。 <u>。</u> オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。 <u>。</u>		術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局		(15) 関東地方整備局		
(18) 第九管区 海上保安部	災害時における救助及び救援に関すること。	新規	新規	
(3) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(3) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	気象予報を天気予報に変更
(10) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(10) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	

修正後	修正前	修正理由
第４節 防災面からみた安曇野市の概況 第２ 社会的条件 １ 人 口 当市の人口は、令和<u>６</u>年４月１日現在で <u>95,953</u> 人となっている。人口推計では、当市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定される。 13 第３ 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○ 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地帯への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮したと<u>土</u>地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずるよう努める。 (略) ○ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想<u>の普及</u>等の徹底に努める。 14	第４節 防災面からみた安曇野市の概況 第２ 社会的条件 １ 人 口 当市の人口は、令和<u>３</u>年４月１日現在で <u>96,903</u> 人となっている。人口推計では、当市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定される。 13 第３ 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○ 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地帯への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮したと地<u>理</u>利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずるよう努める。 (略) ○ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想等の徹底に努める。 14	時点修正 語句の追加

修正後	修正前	修正理由
第5節 被害想定 第1 水害の想定 当市は市の東部を犀川が北流し、穂高川、高瀬川、万水川などが合流している。犀川は、木曽谷方面からの奈良井川と当市東南部の松本市境で合流し、それより上流は梓川と呼ばれ、常念岳の西側に端を発している。 これらの河川は、台風や集中豪雨により過去に氾濫し、床上浸水等の被害をもたらしている。 国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所、及び長野県安曇野建設事務所、長野県大町建設事務所では、「水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月20日に公布、7月19日に一部施行、11月19日に完全施行）」により、現行の洪水に係る浸水想定区域から、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に拡充して作成・公表<u>を</u>した。本市でもこれに基づき洪水ハザードマップを改訂す<u>る</u>。 第3節 土砂災害の想定 当市は、市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在し、本市では、土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布して、市民に注意を呼びかけている。 これらの区域・箇所での土砂災害を想定するほか、法未指定の区域・箇所についても、先入観にとらわれず、土砂災害が起こりうるものと想定し、柔軟な対応ができるよう留意する。	第5節 被害想定 第1 水害の想定 当市は市の東部を犀川が北流し、穂高川、高瀬川、万水川などが合流している。犀川は、木曽谷方面からの奈良井川と当市東南部の松本市境で合流し、それより上流は梓川と呼ばれ、常念岳の西側に端を発している。 これらの河川は、台風や集中豪雨により過去に氾濫し、床上浸水等の被害をもたらしている。 国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所、及び長野県安曇野建設事務所、長野県大町建設事務所では、「水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月20日に公布、7月19日に一部施行、11月19日に完全施行）」により、現行の洪水に係る浸水想定区域から、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に拡充して作成・公表<u>しま</u>した。本市でもこれに基づき洪水ハザードマップを改訂<u>します</u>。 第3節 土砂災害の想定 当市は、市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在し、本市では、土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布して、市民に注意を呼びかけている。 これらの区域・箇所での土砂災害を想定するほか、法未指定の区域・箇所についても、先入観にとらわれず、土砂災害が起こりうるものと想定し、柔軟な対応ができるよう留意する。	文字の修正 国の防災基本計画に合わせて修正

15	15	
----	----	--

修正後	修正前	修正理由
第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 1 風水害に強い郷土まちづくり ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局) c 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、<u>気象警報・注意報等</u>の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。 h 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送<u>道</u>路など防災上重要な経路を構成する道路<u>国道 19 号、147 号、403 号の主要国道と</u>	第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 1 風水害に強い郷土づくり ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局) c 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、<u>予警報</u>の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。 h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに	国の防災基本計画に合わせて修正 避難路・緊急輸送道路についての詳しい記載を追加 国の防災基本計画に合わせて修正

19本の県道及び、5本の主要地方道について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無柱電化の促進を図るものとする。 <u>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> <u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 20 (略) (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進 (略) 21 (略) (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、<u>気象警報・注意報等</u>の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進 (略) 22 イ 【県が実施する計画】(全部局)	に、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無柱電化の促進を図るものとする。 新設 <u>j</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 (略) (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進 (略) 21 (略) (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、<u>予警報</u>の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進 (略) 22 イ 【県が実施する計画】(全部局) d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正 誤字の修正
---	---	-------------------------------------

d 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

23

e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

g 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

24

ウ 【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

る。

23

e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

新設

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

24

ウ 【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、<u>ライフライン</u>の被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、<u>あらかじめ計画</u>を作成し、体制を整備しておくものとする。また、<u>ライフライン</u>施設の応急復旧に関して、<u>広域的な応援</u>を前提として、<u>あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u> 27	c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、<u>ライフライン</u>の被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、<u>あらかじめ計画</u>を作成し、体制を整備しておくものとする。また、<u>ライフライン</u>施設の応急復旧に関して、<u>広域的な応援</u>を前提として、<u>あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u> 27	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 (2) 【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>等</u>を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。(長野地方気象台) 2 避難誘導体制の整備 (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 29	第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 (2) 【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>並びに情報</u>を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。(長野地方気象台) 2 避難誘導体制の整備 (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 29	文言の修正 名称の修正

修正後	修正前	修正理由
第 5 節 広域相互応援計画 第 3 計画の内容 2 県内全市町村間の相互応援協定 (2) 実施計画 ウ 【松本広域消防局が実施する計画】 (ア) 松本広域消防局は、相互応援協定に定める「中信ブロック消防本部」の代表として、次の業務を行う。 d 県下の<u>消防本部（局）</u>との連携、訓練等に努める。 (イ) 県と連携し、<u>県消防相互応援隊</u>の実戦的対応が図られるよう教育訓練に努める。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (1) 現状及び課題 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成 8 年 2 月 14 日に締結された。 また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成 7 年 6 月 30 日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。 平成 15 年 6 月に消防組織法が改正され、平成 16 年 4 月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。	第 5 節 広域相互応援計画 第 3 計画の内容 2 県内全市町村間の相互応援協定 (2) 実施計画 ウ 【松本広域消防局が実施する計画】 (ア) 松本広域消防局は、相互応援協定に定める「中信ブロック消防本部」の代表として、次の業務を行う。 d 県下の<u>緊急消防援助隊</u>との連携、訓練等に努める。 (イ) 県と連携し、<u>緊急消防援助隊</u>の実戦的対応が図られるよう教育訓練に努める。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (1) 現状及び課題 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県<u>広域</u>消防相互応援協定」が、平成 8 年 2 月 14 日に締結された。 また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成 7 年 6 月 30 日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。 平成 15 年 6 月に消防組織法が改正され、平成 16 年 4 月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。	松本広域消防局に合わせた修正

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。 さらに、被災地となった場合における、応援隊を受入れる受援計画整備を確立する必要がある。 4 友好都市等の相互応援協定 (2) 実施計画 【市及び県が実施する計画】（危機管理課） エ 相互応援協定の締結にあたっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都県市等との間の協定締結を検討する。 41	この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。 さらに、被災地となった場合における、応援隊を受入れる受援計画整備を確立する必要がある。 4 友好都市等の相互応援協定 (2) 実施計画 【市及び県が実施する計画】（危機管理課） エ 相互応援協定の締結にあたっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する<u>と</u>都県市等との間の協定締結を検討する。 41	誤字の訂正
---	---	-------

修正後	修正前	修正理由
第6節 防災拠点整備計画 第2 指定方針等 2 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送<u>道</u>路）からの利便性、活用できる施設的能力や規模等を考慮する。 43	第6節 防災拠点整備計画 第2 指定方針等 2 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設的能力や規模等を考慮する。 43	名称の修正

修正後	修正前	修正理由
第 7 節 救助・救急・医療計画 第 3 計画の内容 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（健康福祉部） (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害拠点病院として県内に 1 か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に 13 か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。	第 7 節 救助・救急・医療計画 第 3 計画の内容 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（健康福祉部） (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害拠点病院として県内に 1 か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に 13 か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 (ロ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。	文言の修正

(略) ウ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。 48	(略) ウ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。 48	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
第8節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 2 水防計画 ア【市が実施する計画】（危機管理課、都市建設部、農林部）市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。 (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 a 重要水防区域周辺の<u>立竹木</u>、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 54	第8節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 2 水防計画 ア【市が実施する計画】（危機管理課、都市建設部、農林部）市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。 (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 a 重要水防区域周辺の<u>竹立木</u>、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 54	

イ 【県が実施する計画】（建設部） (コ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄並びに排水対策用の移動式ポンプ車の配備 (サ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定 (シ) 水防団員の定員の基準の設定 55 エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】 安曇野市水防計画 1 総則 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、水防計画を樹立し市の水防が完全にその目的を達し得るため、必要な事項をもって管内の各河川を警戒・防<u>御</u>し、水災による被害を軽減する。 58 5 出動及び水防作業 (3) 消防団の非常配備 ア 待機 消防団長は、情勢を把握することに努め、団員は、直ちに次の段階に入れる状態におく。 ◎〈待機の指令〉は、水防に係る注意報が警報になるおそれがある場合、又は警報が発せられたときに発する。	イ 【県が実施する計画】（建設部） (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄並びに排水対策用の移動式ポンプ車の配備 (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定 (サ) 水防団員の定員の基準の設定 55 エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】 安曇野市水防計画 1 総則 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、水防計画を樹立し市の水防が完全にその目的を達し得るため、必要な事項をもって管内の各河川を警戒・防<u>ぎ</u>よし、水災による被害を軽減する。 58 5 出動及び水防作業 (3) 消防団の非常配備 ア 待機 消防団長は、情勢を把握することに努め、団員は、直ちに次の段階に入れる状態におく。 ◎〈待機の指令〉は、水防に係る<u>気象</u>が注意報から警報になるおそれがある場合、又は警報が発せられたとき	文言の修正
---	--	--

(6) 避難のための立退き ア 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合 には、水防管理者は速やかに必要と認める区域の居住者 に対し立退き又はその準備を指示する。 イ アを指示した場合は、安曇野警察署長にその旨を通知 する。 ウ 立退き先、経路等必要な措置については、安曇野警察 署長と協議のうえ定める。 61	に発する。 (6) 避難のための立ち退き ア 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合 には、水防管理者は速やかに必要と認める区域の居住者 に対し立ち退き又はその準備を指示する。 イ アを指示した場合は、安曇野警察署長にその旨を通知す る。 ウ 立ち退き先、経路等必要な措置については、安曇野警察 署長と協議のうえ定める。 61	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 9 節 要配慮者支援計画 第 2 主な取組み 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第 3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画 <u>ア</u>【市が実施する計画】	第 9 節 要配慮者支援計画 第 2 主な取組み 5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第 3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画 【市が実施する計画】	国の防災基本計画に合わせて修正

(ウ) 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するように積極的に検討するものとする。

64

(略)

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主

(ウ) 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

64

(略)

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報

体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。	伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。	
65 <u>イ【県が実施する計画】</u> <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u>	65 (新設)	
66 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多く、河川、橋梁も多い当市は、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する計画】(市：農林部、都市建設部、県：危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災	66 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 現状及び課題 急峻な地形が多く、河川、橋梁も多い当市は、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する計画】(市：農林部、都市建設部、県：危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練	

体制の整備について連携して支援する。 (略) ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。 71	の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 (略) ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。 71	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 10 節 緊急輸送計画 第 3 計画の内容 1 緊急交通路確保計画 (2) 実施計画 イ【県が実施する計画】 (イ) 緊急交通<u>道</u>路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部) 緊急交通<u>道</u>路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。 a 一次緊急輸送<u>道</u>路、二次緊急輸送<u>道</u>路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。 72 3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 <u>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施工令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに自らも災害発生前の確認を受ける。</u>	第 10 節 緊急輸送計画 第 3 計画の内容 1 緊急交通路確保計画 (2) 実施計画 イ【県が実施する計画】 (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部) 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。 a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。 72 (新設)	文言の修正 災害対策基本法施工令等の改正に伴う修正

4 緊急通行車両<u>等</u>の確認 (1) 現状及び課題 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。 一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出</u>の確認を済ませておく。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（警察本部） 災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務<u>の確認</u>行う。 75	4 緊急通行車両の<u>事前確認事務</u> (1) 現状及び課題 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。 一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前<u>に確認事務</u>を済ませておく。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（警察本部） 災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務<u>を</u>行う。 75	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 11 節 障害物の処理計画 第 3 計画の内容 1 現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき<u>幹線道路</u>の障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。 2 実施計画 (1) 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部) イ 緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき<u>幹線道路</u>について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。 (2) 【県が実施する計画】(各部局) イ 緊急輸送<u>道路</u>とされている<u>幹線道路</u>について、速やかな障害物除去体制の整備を<u>図る</u>。(建設部) (2) 【県が実施する計画】(各部局) ア 倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。(林務部) イ 緊急輸送<u>道路</u>とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部) 76	第 11 節 障害物の処理計画 第 3 計画の内容 1 現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき<u>広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが</u>、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。 2 実施計画 (1) 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部) イ 緊急輸送路として確保すべき<u>広域農道など基幹農道</u>について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。 (2) 【県が実施する計画】(各部局) イ 緊急輸送<u>道路</u>とされている<u>基幹農道</u>について、速やかな障害物除去体制の整備を<u>市町村に対して指導する</u>。(農政部) (2) 【県が実施する計画】(各部局) ア 倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。(林務部) イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する(農政部) 76	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 12 節 避難の受入活動計画 第 3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域<u>等の区域内</u>の要配慮者利用連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市（危機管理課、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】 (エ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域<u>等の区域内</u>の要配慮者利用連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 77 イ 【市が実施する計画】（全部局） (ア) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの	第 12 節 避難の受入活動計画 第 3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。<u>また</u>、特に浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市（危機管理課、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】 (エ) 浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域<u>内等</u>の要配慮者利用連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 77 イ 【市が実施する計画】（全部局） (ア) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災	国土交通省通知により修正

災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

78

エ 【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

79

(削除)

80

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の

円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として 要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

82

害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

78

エ 【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

79

(コ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

80

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の

円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として 要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

82

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

83

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

84

6 在宅避難者等の支援

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

87

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

83

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

84

6 在宅避難者等の支援

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

87

修正後	修正前	修正理由
第 13 節 孤立防止対策 第 3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (1) 現状及び課題 市内の自主防災組織の組織率は、<u>令和 6</u> 年 4 月 1 日現在 100%の組織率である。 大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。 人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。 90	第 13 節 孤立防止対策 第 3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (1) 現状及び課題 市内の自主防災組織の組織率は、<u>平成 27</u> 年 4 月 1 日現在 100%の組織率である。 大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。 人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。 90	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 15 節 給水計画 第 3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 緊急時には、給水車、給水タンク、ポリタンク等により<u>飲料水</u>の供給を行う。	第 15 節 給水計画 第 3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 緊急時には、給水車、給水タンク、ポリタンク等により供給を行う。	文言の修正

また、当市での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の応援を求める。 しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 96	また、当市での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の応援を求める。 しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 96	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 17 節 危険物施設等災害予防計画 第 1 基本方針 <u>災害</u>により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、<u>災害</u>に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。 第 3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 現状及び課題 <u>災害</u>等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の<u>災害</u>に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。	第 17 節 危険物施設等災害予防計画 第 1 基本方針 <u>風水害等</u>により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、<u>風水害</u>に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。 第 3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 現状及び課題 <u>風水害</u>等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の<u>風水害</u>に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。	文言の修正

(2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 危機管理部が実施する計画 a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。 c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況 99-100	(2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 危機管理部が実施する計画 a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導する。 c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況 99-100	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 18 節 電気施設災害予防計画 第 3 計画の内容 1 施設・設備の安全性の確保 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 (ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社が実施する計画水力発電設備、送電設備について、<u>それぞれの技術基準に基づいた耐災設計を行う。</u> 106	第 18 節 電気施設災害予防計画 第 3 計画の内容 1 施設・設備の安全性の確保 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 (ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画水力発電設備について、<u>十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</u> 106	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 25 節 土砂災害等の災害予防計画 第 2 主な取組み 2 土砂災害<u>特別</u>警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等<u>を</u>行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 3 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>等</u>について防災対策を推進する。 124 第 3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>令和 5 年</u>4 月 1 日現在、山腹崩壊危険地区 <u>121</u>箇所、地すべり危険地区 21 箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>62</u>箇所である。	第 25 節 土砂災害等の災害予防計画 第 2 主な取組み 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 3 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>住民等に著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。 123 第 3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成 24 年</u>4 月 1 日現在、山腹崩壊危険地区 <u>107</u>箇所、地すべり危険地区 21 箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>51</u>箇所である。	文言の修正 国土交通省通知により削除 国土交通省通知により削除

125 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部） (イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。 5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。 これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。 イ 【県が実施する計画】 (ア) 土砂災害警戒区域等々のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部） 127	124 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部） (イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。 <u>また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。</u> 124 5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策 (2) 現状及び課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。 これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。 126 イ 【県が実施する計画】 (ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）	国土交通省通知により修正 国土交通省通知により修正
--	---	---

(略) (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 現状及び課題 当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、<u>令和5年4月1日</u>で<u>459</u>箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>385</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。 128 ウ【住民等が実施する計画】 (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 129	(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>危険箇所</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 現状及び課題 当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、<u>平成30年3月末日</u>で<u>261</u>箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>250</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。 127 ウ【住民等が実施する計画】 (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 128	時点修正 国土交通省通知により修正
--	--	---------------------------------

修正後	修正前	修正理由
第 28 節 道路及び橋梁災害予防計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (エ) 一次緊急輸送<u>道</u>路、二次緊急輸送<u>道</u>路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部） 135	第 28 節 道路及び橋梁災害予防計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部） 134	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 31 節 農林水産物災害予防計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する<u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u> 142	第 31 節 農林水産物災害予防計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。 142	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 32 節 二次災害の予防計画 第 2 主な取組み (2) 実施計画 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。 144 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 (1) 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（建設部） (ア) 土砂災害警戒区域等の把握 147	第 32 節 二次災害の予防計画 第 2 主な取組み (2) 実施計画 4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。 144 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 (1) 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>危険がある箇所（土砂災害危険箇所）</u>をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】（建設部） (ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握 147	国土交通 省通知に より修正

修正後	修正前	修正理由
第 33 節 防災知識普及計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（全部局） (ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項の啓発活動を行うとともに、防災知識の普及を図る。 148 (略) r 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 (略) y 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及をを図る (a) 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 149	第 33 節 防災知識普及計画 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（全部局） (イ) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項の啓蒙活動を行うとともに、防災知識の普及を図る。 148 (略) r 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識 (略) y 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。 (a) 各地域における避難対象地区、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識 149	誤字の修正 国土交通省通知により修正

修正後	修正前	修正理由
第 34 節 防災訓練計画 第 1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局） ア 「総合防災訓練（地震総合防災訓練）」 市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体連携、下記により総合防災訓練を実施する。 155 (イ) 「その他の訓練」 c 災害救助訓練 市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂	第 34 節 防災訓練計画 第 1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 第 3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局） ア 「総合防災訓練（地震総合防災訓練）」 市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。 155 (イ) 「その他の訓練」 c 災害救助訓練 市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂	令和元年度東日本台風災害を踏まえて実施している訓練内容に合わせて修正 国の防災基本計画の用語に合わせて修正

行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、<u>炊</u>き出し等の訓練を行う。 イ 【県が実施する計画】 (ア) 「総合防災訓練」 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体<u>と連携し</u>、下記により総合防災訓練を実施する。 (略) (イ) 「<u>風水害・地震総合防災訓練</u>」 県、市町村、防災関係機関は、<u>連携</u>体制の強化を目的として、<u>南海トラフ地震等の大規模災害</u>を想定した県地震総合防災訓練を行う。 156 a 実施時期 <u>水防月間（５月１日～５月３１日）や</u>防災週間（８月３０日～９月５日）<u>等に合わせて</u>実施する。 b 実施場所 訓練効果を考慮し、<u>想定する災害において被害が発生するおそれのある</u>地域を中心に全県的に実施する。 c 実施方法 県は市町村、防災関係機関<u>と連携し</u>、ウの（<u>f</u>）及び（<u>g</u>）に定める訓練を中心とした、訓練を実施する。 <u>訓練シナリオに防災気象情報や緊急地震速報を取り入れる等、</u>	行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、<u>た</u>き出し等の訓練を行う。 イ 【県が実施する計画】 (ア) 「総合防災訓練」 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体<u>の協力を得て</u>、下記により総合防災訓練を実施する。 (略) (イ) 「地震総合防災訓練」 県、市町村、防災関係機関は、<u>住民の参加を得て相互の協調</u>体制の強化を目的として、大規模<u>な地震</u>を想定した県地震総合防災訓練を行う。 156 a 実施時期 <u>原則として防災</u>週間（８月３０日～９月５日）に実施する。 b 実施場所 訓練効果を考慮し、<u>強化</u>地域を中心に全県的に実施する。 c 実施方法 県は市町村、防災関係機関<u>及び住民の参加を得て</u>ウの（<u>カ</u>）から（<u>ケ</u>）までに定める訓練を中心とした、<u>地震総合防災</u>訓練を実施する。	
---	---	--

<u>実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> ウ 【松本広域消防局が実施する計画】 (ウ) 「その他の訓練」 c 災害救助訓練 救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、<u>炊</u>き出し等の訓練を行う。 157	ウ 【松本広域消防局が実施する計画】 (ウ) 「その他の訓練」 c 災害救助訓練 救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、<u>た</u>き出し等の訓練を行う。 157	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 35 節 災害復旧・復興への備え 第 3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 【市が実施する計画】(都市建設部、市民生活部) エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や</u> <u>民間事業者等</u>との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 160	第 35 節 災害復旧・復興への備え 第 3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 【市が実施する計画】(都市建設部、市民生活部) エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 159	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 36 節 自主防災組織等の育成に関する計画 第 3 計画の内容 1 地域住民等の自主防災組織の育成 (1) 現状及び課題 市内における令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在の組織数は 90 (83 区 7 団体) であり、組織率は 100%である。組織化されていても十分な活動ができていない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が、今後の課題である。 また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。 162	第 36 節 自主防災組織等の育成に関する計画 第 3 計画の内容 1 地域住民等の自主防災組織の育成 (1) 現状及び課題 市内における令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在の組織数は 90 (83 区 7 団体) であり、組織率は 100%である。組織化されていても十分な活動ができていない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が、今後の課題である。 また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。 161	時点修正

修正後	修正前	修正理由
第 36 節 自主防災組織等の育成に関する計画 第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけ	第 36 節 自主防災組織等の育成に関する計画 第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは	国土交通省通知により修正

では十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等(以下「ボランティア関係団体」という。)の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会 (市災害ボランティアセンター)、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)(以下「中間支援組織」という。)との連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 6 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

167

第3 計画の内容

- 2 ボランティア活動の環境整備

十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等(以下「ボランティア関係団体」という。)の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)(以下「中間支援組織」という。)との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 6 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

166

第3 計画の内容

- 2 ボランティア活動の環境整備

(2) 実施計画

ア 【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】

(イ) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

(ロ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(ハ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に

(2) 実施計画

【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、市町村長は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

168

4 ボランティアコーディネーターの養成

(2) 実施計画（市：福祉部、県：危機管理部、健康福祉部）市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

169

167

4 ボランティアコーディネーターの養成

(2) 実施計画（市：福祉部、県：危機管理部、健康福祉部）市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

167

修正後	修正前	修正理由
第 1 節 災害直前活動 第 3 活動の内容 (1) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (イ) 【県が実施する対策】 市への通知 気象警報等・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉 F A X により全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行う。 177 イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (イ) 【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (b) 庁内放送の実施 すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した<u>広報・共創推進課</u>は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。 178	第 1 節 災害直前活動 第 3 活動の内容 (3) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (イ) 【県が実施する対策】 市への通知 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉 F A X により全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行う。 177 イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (イ) 【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (b) 庁内放送の実施 すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した<u>広報県民課</u>は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。 176	文言の修正 組織改編に伴う修正

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応 (イ) 【県が実施する対策】 長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。 また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 179 第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 長野地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災	ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応 (イ) 【県が実施する対策】 長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。<u>併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への着信確認を行う。</u> また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める 177 第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 長野地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害	伝達方法の見直しに伴う修正
---	---	----------------------

害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
------	--------	--

182

特別警報基準

（略）

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づ

が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
------	--------	---

180

特別警報基準

（略）

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実

いて判断する。 (2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） （略） 【大雨特別警報（土砂災害）】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。 (4) 雪を要因とする特別警報の指標 府県程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。 (5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値（令和 <u>6</u> 年 11 月 1 日現在） （略） 注 2）大雪特別警報は、府県程度の広がり <u>で</u> 50 年に一度の <u>値となる現象を対象</u>。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。 184	況及び予想に基づいて判断する。 (2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） （略） 【大雨特別警報（土砂災害）】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される <u>場合、その格子が出現している</u> 市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。 182 (4) 雪を要因とする特別警報の指標 府県 <u>予報区</u> 程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。 (5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値（令和 <u>5</u> 年 11 月 1 日現在） （略） 注 2）大雪特別警報は、府県程度の広がり <u>をもって</u> 50 年に一度の <u>積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される</u>。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。 184	
--	--	--

令和5.6年6.5月8.23日現在

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

安曇野市	長野県	
	一次細分区域	中部
市町村等をまとめた地域	松本地域	
	大雨	表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 110
警報	洪水	流域雨量指数基準 厚川流域=45.1、潮沢川流域=6.7、会田川流域=15.2、濁沢川流域=6.3、 高瀬川流域=31.1、穂高川流域=26.3、乳川流域=20.1、天満沢川流域=5.9、 烏川流域=15.6、万水川流域=10.9、黒沢川流域=5.8、梓川流域=34.6 複合基準*1 厚川流域=(5, 40.5)、潮沢川流域=(5, 6.2)、会田川流域=(5, 13.2)、 万水川流域=(5, 9.9) 指定河川洪水予報 による基準 — 暴風 平均風速 17m/s 暴風雪 平均風速 17m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ20cm 波浪 有義波高 高潮 潮位
	大雨	表面雨量指数基準 4 土壌雨量指数基準 88
	洪水	流域雨量指数基準 厚川流域=36、潮沢川流域=5.3、会田川流域=12.1、濁沢川流域=4.9、 高瀬川流域=24.8、穂高川流域=21、乳川流域=16、天満沢川流域=4.7、 烏川流域=12.4、万水川流域=8.7、黒沢川流域=4.6、梓川流域=27.6 複合基準*1 厚川流域=(5, 36)、潮沢川流域=(5, 4.2)、会田川流域=(5, 9.7)、 烏川流域=(5, 9.9)、万水川流域=(5, 8.7) 指定河川洪水予報 による基準 — 強風 平均風速 13m/s 風雪 平均風速 13m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm 波浪 有義波高 高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上 濃霧 視程 100m 乾燥 最小湿度20%で実効湿度55%*2 なだれ 1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上 低温 夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下) 霜 早霜・晩霜期に最低気温2℃以下 霜水 著しい霜水が予想される場合 霜雪 著しい霜雪が予想される場合 記録的短時間大雨情報 1時間雨量 100mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

令和5.6年6.5月8.23日現在

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

安曇野市	長野県	
	一次細分区域	中部
市町村等をまとめた地域	松本地域	
	大雨	表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 110
警報	洪水	流域雨量指数基準 厚川流域=45.1、潮沢川流域=6.7、会田川流域=15.2、濁沢川流域=6.3、 高瀬川流域=31.1、穂高川流域=26.3、乳川流域=20.1、天満沢川流域=5.9、 烏川流域=15.6、万水川流域=10.9、黒沢川流域=5.8、梓川流域=34.6 複合基準*1 厚川流域=(5, 40.5)、潮沢川流域=(5, 6.2)、会田川流域=(5, 13.2)、 万水川流域=(5, 9.9) 指定河川洪水予報 による基準 — 暴風 平均風速 17m/s 暴風雪 平均風速 17m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ20cm 波浪 有義波高 高潮 潮位
	大雨	表面雨量指数基準 4 土壌雨量指数基準 88
	洪水	流域雨量指数基準 厚川流域=36、潮沢川流域=5.3、会田川流域=12.1、濁沢川流域=4.9、 高瀬川流域=24.8、穂高川流域=21、乳川流域=16、天満沢川流域=4.7、 烏川流域=12.4、万水川流域=8.7、黒沢川流域=4.6、梓川流域=27.6 複合基準*1 厚川流域=(5, 36)、潮沢川流域=(5, 4.2)、会田川流域=(5, 9.7)、 烏川流域=(5, 9.9)、万水川流域=(5, 8.7) 指定河川洪水予報 による基準 — 強風 平均風速 13m/s 風雪 平均風速 13m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm 波浪 有義波高 高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上 濃霧 視程 100m 乾燥 最小湿度20%で実効湿度55%*2 なだれ 1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上 低温 夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下) 霜 早霜・晩霜期に最低気温2℃以下 霜水 著しい霜水が予想される場合 霜雪 著しい霜雪が予想される場合 記録的短時間大雨情報 1時間雨量 100mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激 <u>な</u> 上昇に <u>よ</u> り <u>まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または <u>水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準に同じ実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下。または平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。 <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>

187

(略)

危険度分布 (キキクル)の色が持つ意味	・「災害切迫」(黒)：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
------------------------	--

188

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準に同じ実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下。または平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

(略)

187

(新設)

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で線状~~の~~降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量に

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状~~の~~降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときで

よる発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

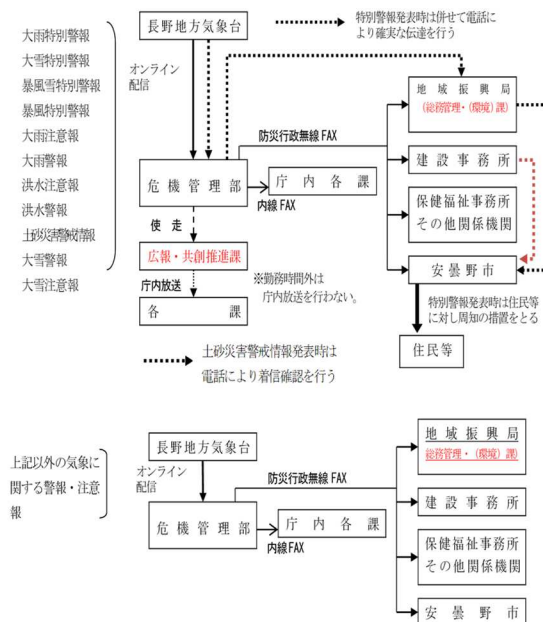
189

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

(3) 伝達系統図



ある。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

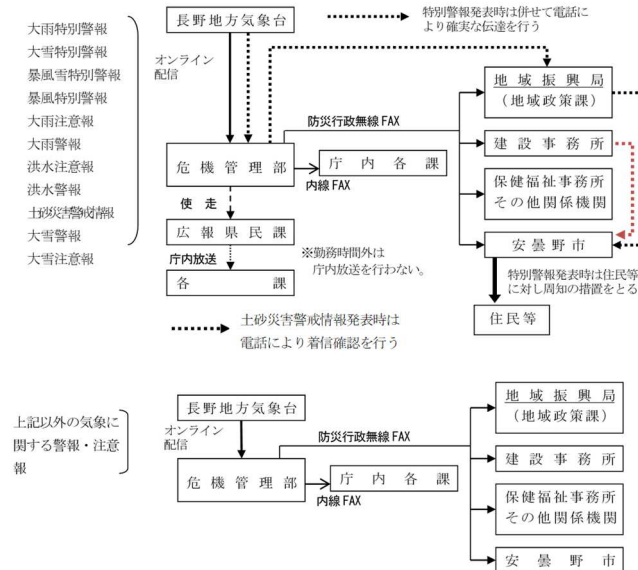
188

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

(3) 伝達系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知<u>もしくは</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路。 192	注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知<u>又は</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路。 <u>注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。</u> 192	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第40節 風水害対策に関する調査研究及び観測 第3 計画の内容 2 【県が実施する計画】 (2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部) (3) <u>土砂災害警戒区域等の繰り返し調査</u>を実施し、データの蓄積を行う。(建設部) 173	第40節 風水害対策に関する調査研究及び観測 第3 計画の内容 2 【県が実施する計画】 (2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部) (3) <u>土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査</u>を実施し、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行う。(建設部) 170	文言の修正 国土交通省通知により修正

修正後	修正前	修正理由
第２節 災害情報の収集・連絡活動 第２ 活動の内容 ２ 被害状況等の調査と調査責任機関 <u>(1)</u> 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 <u>(2)</u> 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。 <u>(3)</u> 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求める。 この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u> <u>(4)</u> 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。 <u>(5)</u> 市は、特に行方不明者の数については搜索・救助体制の	第２節 災害情報の収集・連絡活動 第２ 活動の内容 ２ 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求める。 この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。 <u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、</u>市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努	文言の修正

検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力をに基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

197

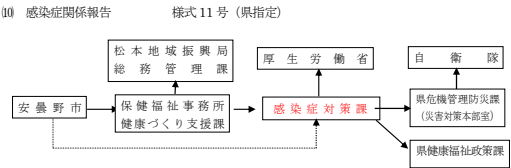
5 通信手段の確保

(4) 【電気通信事業者が実施する事項】

- ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的な取扱いを図るを行うものとする。
- イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

203

別記 災害情報収集連絡系統



207

める。
市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力をに基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

195

5 通信手段の確保

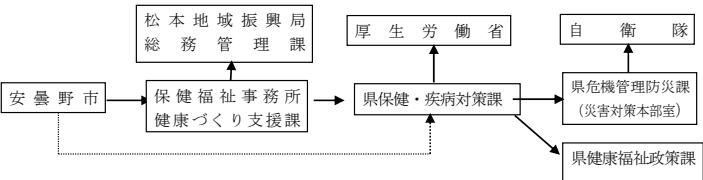
(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図る。

新設

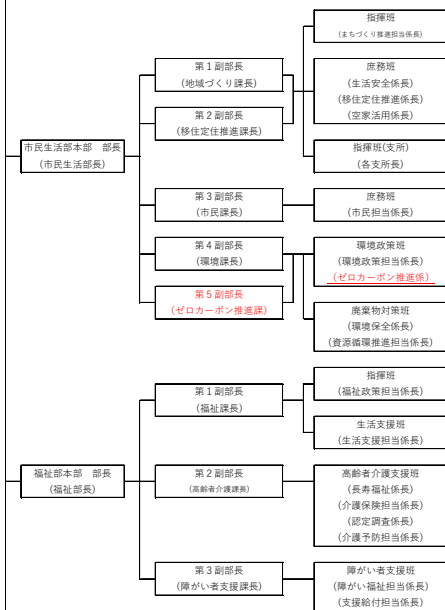
201

10 感染症関係報告 様式 11 号 (県指定)



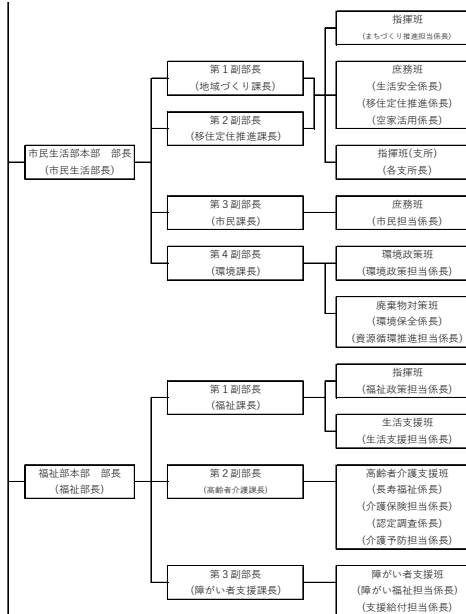
205

		推進課、 <u>観光課、スポーツ推進課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、文化課、子ども園幼稚園課</u>	
212			
活動体制（地震災害）			
レベル 1 事前体制	危機管理課	○危機管理課 ○上下水道部	◎市内で震度3 ◎ <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	◎市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき
213			
(5) 災害対策本部の設置			
オ 活動要領			
(ア) 各部班の活動要領			
c 本部員（各部長、議会事務局長、総務課長、契約検査課長、危機管理課長、秘書広報課長、職員課長、 <u>人権共生</u> 課長）			
216			
		<u>保険課、観光交流促進課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課</u>	
212			
活動体制（地震災害）			
レベル 1 事前体制	危機管理課	○危機管理課 ○上下水道部	◎市内で震度3
レベル 3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	◎市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき ◎ <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>
214			
(5) 災害対策本部の設置			
オ 活動要領			
(ア) 各部班の活動要領			
c 本部員（各部長、議会事務局長、総務課長、契約検査課長、危機管理課長、秘書広報課長、職員課長、 <u>人権男女共同参画</u> 課長）			
215			
南海トラフ地震情報に対する事前配置体制の変更			



219

危機管理監	第3副部長 行革デジタル推進課長	【情報班】 行革デジタル推進担当係長 人権共生係長	1 総合的な情報収集及び情報管理に関すること。 2 コールセンターによる情報の収集・集約に関する
-------	---------------------	---------------------------------	---



223

危機管理監	第3副部長 行革デジタル推進課長	【情報班】 行革デジタル推進担当係長 人権共生係長	1 総合的な情報収集及び情報管理に関すること。 2 コールセンターによる情報の収集・集約に関すること。 3 気象予報・警報等の伝達に関すること。
-------	---------------------	---------------------------------	--

組織改編に伴う変更

	第4副部長 人権共生課長		ること。 3 <u>天気</u> 予報・警報等の 伝達に関すること。	危機管理監	第6副部長 契約検査課長	【物資班】 契約係長 検査係長	1 必要物資・資機材 調整に関すること。 2 支援物資・資材の 受援に関すること。 3 物資輸送手段及び 輸送路に関すること。	
	第6副部長 契約検査課長	【物資班】 契約係長 検査係長	1 必要物資・資機材調整 に関すること。 2 支援物資・資材の受援 に関すること。 3 物資輸送手段及び輸 送 <u>道</u> 路に関すること。					
223				(新設)				
市民生活部	<u>第5副部長</u> <u>ゼロカーボ</u> <u>ン推進課長</u>	<u>【環境政策</u> <u>班】</u> <u>ゼロカーボ</u> <u>ン推進係長</u>	<u>1 所管施設の災害対策、</u> <u>被害調査、復旧に 関</u> <u>すること。</u> <u>2 災害時の公衆衛生に</u> <u>関すること。</u> <u>3 災害による公害被害</u> <u>に関すること。</u> <u>4 仮設トイレの設置、管</u> <u>理に関すること。</u> <u>5 業者、他市町村への</u> <u>処理協力要請に関するこ</u> <u>と。</u>					
226				226				

修正後	修正前	修正理由
第４節 広域相互応援活動 第１ 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照） なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。 また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。	第４節 広域相互応援活動 第１ 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照） なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。 また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	文言の修正

234 第3 活動の内容 1 応援要請 イ 【松本広域消防局が実施する対策】 (ア) 消防に関する応援要請 b 松本広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防御措置がとれていない、又はとれないことが予測される場合においては、災害発生市町村長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。 236	<u>する。</u> 233 第3 活動の内容 1 応援要請 イ 【松本広域消防局が実施する対策】 (ア) 消防に関する応援要請 b 松本広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防ぎ<u>よ</u>措置がとれていない、又はとれないことが予測される場合には、災害発生市町村長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。 235	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由																																								
第5節　ヘリコプターの運用計画 第3　計画の変更 <table><tr><th>名　　称</th><th>機　　　種</th><th>定員</th><th>救助 ホイ スト</th><th>消 火 装置</th><th>物資 吊下</th><th>映 像 伝 送</th></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコ プター</td><td>レオナル ド式 AW139型</td><td>(17) 14</td><td>○</td><td></td><td>⊖</td><td>○</td></tr><tr><td>レオナル ド式 AW139型</td><td>(17) 14</td><td>○</td><td></td><td>⊖</td><td>○</td></tr></table> 245	名　　称	機　　　種	定員	救助 ホイ スト	消 火 装置	物資 吊下	映 像 伝 送	県警ヘリコ プター	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		⊖	○	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		⊖	○	第5節　ヘリコプターの運用計画 第3計画の変更 <table><tr><th>名　　称</th><th>機　　　種</th><th>定員</th><th>救助 ホイ スト</th><th>消 火 装置</th><th>物資 吊下</th><th>映 像 伝 送</th></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコ プター</td><td>レオナル ド式 AW139型</td><td>(17) 14</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>レオナル ド式 AW139型</td><td>(17) 14</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 244	名　　称	機　　　種	定員	救助 ホイ スト	消 火 装置	物資 吊下	映 像 伝 送	県警ヘリコ プター	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		○	○	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		○	○	文言の変 更
名　　称	機　　　種	定員	救助 ホイ スト	消 火 装置	物資 吊下	映 像 伝 送																																				
県警ヘリコ プター	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		⊖	○																																				
	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		⊖	○																																				
名　　称	機　　　種	定員	救助 ホイ スト	消 火 装置	物資 吊下	映 像 伝 送																																				
県警ヘリコ プター	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		○	○																																				
	レオナル ド式 AW139型	(17) 14	○		○	○																																				

修正後	修正前	修正理由
第 6 節 自衛隊災害派遣活動 第 1 基本方針 大規模な災害が発生したときには、市及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。 このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、県知事は自衛隊の派遣要請を行い、	第 6 節 自衛隊災害派遣活動 第 1 基本方針 大規模な災害が発生したときには、市及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。 このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、県知事は自衛隊の派遣要請を行い、適切	

適切な救助活動を行う。 また、災害対策<u>基本</u>法第 68 条の 2 に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動をするため、市等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。 253	な救助活動を行う。 また、災害対策法第 68 条の 2 に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動をするため、市等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。 252	誤字の修正
第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(危機管理課、松本広域消防局) (イ) 派遣要請手続 市長は 1 (2)ア(ア)ｂの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、以下により要請を求める。 a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって<u>松本</u>地域振興局長に派遣要請を求める。 254 <u>c</u> 要請手続 (略) <u>d</u> 県警の先導 257 ウ 【関係機関が実施する対策】 c 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置 (a) 派遣を行う場合(例) ○ 部隊等が防衛<u>省</u>の施設外において、人命に係る災害の発生	第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(危機管理課、松本広域消防局) (イ) 派遣要請手続 市長は 1 (2)ア(ア)ｂの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、以下により要請を求める。 a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求める。 253 <u>d</u> 要請手続 (略) <u>e</u> 県警の先導 256 ウ 【関係機関が実施する対策】 c 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置 (a) 派遣を行う場合(例) ○ 部隊等が防衛<u>庁</u>の施設外において、人命に係る災害の発生を	誤字の修正

を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合 258 2 派遣部隊との連絡調整 (イ) 連絡調整者の任務 (略) (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。 ①作業箇所及び作業内容 ②作業箇所別必要人員及び機材 ③作業箇所別優先順位 ④ヘリポート ⑤資材の調達方法 ⑥本部事務所 ⑦宿泊施設 ⑧資材置場、炊事場 ⑨駐車場 259	目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合 257 2 派遣部隊との連絡調整 (イ) 連絡調整者の任務 (略) (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。 ①作業箇所及び作業内容 ②作業箇所別必要人員及び機材 ③作業箇所別優先順位 ④ヘリポート ⑤資材の調達方法 ⑥本部事務所 ⑦宿泊施設 ⑧資材置場、炊事場 ⑨駐車場 <u>順位</u> <u>○ 資材の調達方法</u> 258	誤字の削除
--	--	--------------

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。 なお、<u>県及び市町村</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 264 イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。 265 (略) (コ) <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>し、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。 なお、<u>地方公共団体</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 263 イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。 264 (略) (コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>する。また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 (略)	
---	--	--

266 (略) (セ) 災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。 267	(セ) 災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。 265	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 8 節 消防・水防活動 第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（危機管理課、松本広域消防局） (ア) 消火活動関係	第 8 節 消防・水防活動 第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（危機管理課、松本広域消防局） (ア) 消火活動関係	文言の修正

b 情報収集及び効率的部隊配置 市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。 特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。 また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。 269	b 情報収集及び効率的部隊配置 市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。 特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。 また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。 268	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
第9節 要配慮者に対する応急活動 第3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光スポーツ部) (イ) 避難所での生活環境整備等 c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把	第9節 要配慮者に対する応急活動 第3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光スポーツ部) (エ) 避難所での生活環境整備等 c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握	新型コロナウイル

握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u> 274	し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 273	ス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
---	--	--------------------------------

修正後	修正前	修正理由
第 10 節 緊急輸送活動 第 3 活動の内容 3 緊急交通路確保のための応急復旧 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 (エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 280	第 10 節 緊急輸送活動 第 3 活動の内容 3 緊急交通路確保のための応急復旧 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 (エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 279	文言の追加

修正後	修正前	修正理由
第 11 節 障害物の処理活動 第 3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送<u>道</u>路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。 イ 【県が実施する対策】（各部局） (イ) 障害物除去の方法 c 緊急輸送<u>道</u>路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送<u>道</u>路を通行止めとする。 283 (オ) 応援協力体制 a 緊急輸送<u>道</u>路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部） 285	第 11 節 障害物の処理活動 第 3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。 イ 【県が実施する対策】（各部局） (イ) 障害物除去の方法 c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。 282 (オ) 応援協力体制 a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部） 283	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 12 節 避難受入及び情報提供活動 第 1 基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第 1 次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。 その際、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。 (削除) (移設) 第 2 主な活動 1 市長は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。 (略) 5 市及び県は、広域的な避難が障がい者などの場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。 第 3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (1) 基本方針	第 12 節 避難受入及び情報提供活動 第 1 基本方針  風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第 1 次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。 その際、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。	国土交通省通知により修正 文言の整理

風水害からの人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				水位観測がある場合	水位観測がない場合	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報	
5	災害発生直後	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保(避難指示等)	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨特別警戒(土砂災害)	高潮特別警戒	
4	災害のおそれあり	危険な場所から全員避難	避難指示(避難勧告等)	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨特別警戒(土砂災害)	高潮特別警戒	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等避難	高齢者等避難	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨特別警戒(土砂災害)	高潮特別警戒	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意情報	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨特別警戒(土砂災害)	高潮特別警戒	
1	今後気象状況悪化のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨、暴風等の発生が予想される場合	大雨特別警戒(土砂災害)	高潮特別警戒	

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

287

288

(2) 実施計画

第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
(略)
- 5 市及び県は、広域的な避難が障がい者などの場合は、速やかな避難の実施に努める。

第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
 - (1) 基本方針
風水害からの人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。
避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。
その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。
また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、

誤字の修正

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般
	<u>知 事</u>	<u>災害対策基本 法第 60 条 6 項</u>	<u>災害全般</u>
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその 命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防 止法第 25 条	洪水及び地 すべり
	警察官	災害対策基本 法第 61 条 警察官職務執 行法第 4 条	災害全般
緊急安全確保	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般
	<u>知 事</u>	<u>災害対策基本 法第 60 条 6 項</u>	<u>災害全般</u>
	<u>警察官</u>	<u>災害対策基本 法第 61 条</u>	<u>災害全般</u>

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

286

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般
	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその 命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防 止法第 25 条	洪水及び地 すべり
	警察官	災害対策基本 法第 61 条 警察官職務執 行法第 4 条	災害全般
緊急安全確保	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
	市 長	災害対策基本 法第 60 条	災害全般

287

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○ 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

○ 「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

ウ 措置、緊急安全確保及び報告、通知等

（ア）市長の行う措置

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○ 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

○ 「緊急安全確保」

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知

等

<u>a 高齢者等避難</u> <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援するものとする。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</u> <u>(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）または洪水警報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水警報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(c) 河川が避難判断水位に達し、避難を要すると判断される地域</u> <u>また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。</u> <u>b 避難指示</u> 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う避難指示を</u>	(ア) 市長の行う措置 288 <u>a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に行う。</u> なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。 <u>なお災害の危険性が高まり、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> <u>なお災害の危険性が高まり、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> (a) 長野地方気象台から<u>大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報</u>が発表され、避難を要すると判断さ	文言及び記載順の整理
--	--	-------------------

<u>発令するものとする。</u> (a) <u>長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報</u>が発表され、避難を要すると判断される地域（<u>土砂災害警戒区域等</u>） (b) <u>国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）</u>が発表され、避難を要すると判断される地域 (c) <u>河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u> (d) <u>関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域</u> (e) <u>上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</u> (f) <u>地すべりにより著しい危険が切迫している地域</u> (g) <u>火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</u> (h) <u>炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</u> (i) <u>避難路の断たれる危険のある地域</u> (j) <u>爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</u> (k) <u>酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</u> 289-290 c 緊急安全確保	れる地域 (b) 長野地方気象台から<u>豪雨、台風等に関する気象警戒報</u>が発表され、避難を要すると判断される地域 (c) <u>国又は長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所）</u> (d) <u>国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）</u>が発表され、避難を要すると判断される地域 (e) <u>関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</u> (f) <u>河川が氾濫注意水位・避難判断水位及び氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがある地域</u> (g) <u>上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</u> (h) <u>地すべりにより著しい危険が切迫している地域</u> (i) <u>火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</u> (j) <u>炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</u> (k) <u>避難路の断たれる危険のある地域</u> (l) <u>爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</u> (m) <u>酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</u> 288-289	国土交通省通知により削除文言の整理
--	--	--------------------------

居住者が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

(a) 長野地方気象台から大雨、防風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

d 報告（災害対策基本法第 60 条等）

(イ) 水防管理者の行う措置

b 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を伝達する。

(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第 60 条等）

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

a 指示 水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫している と認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難 の立退きを指示する。 (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置 b 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条) 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、 その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示す る。 (エ) 警察官の行う措置 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、 又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対 策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住 者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き 又は緊急安全確保措置を指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は 認められない。 291-293 エ 避難指示等の時期 上記ウ (ア) に該当する地域が発生すると予想され、住 民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場 合に発する。	水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫してい ると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難 の立退きを指示する。 (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置 b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、 その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示す る。 (エ) 警察官の行う措置 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、 又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対 策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住 者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退 き又は緊急安全確保措置を指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は 認められない。 288-289 エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の時期 上記ウ(ア) a (a)～(m)に該当する地域が発生すると予想さ れ、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と する場合に発する。 なお、避難指示、緊急安全確保を解除する場合には、十
---	--

なお、避難指示等等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。 オ 避難指示等等の内容 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。 (略) カ 住民への周知 (ア) 避難指示等等の発令者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の発令者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (略) (カ) 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 293	分に安全性の確認に努めるものとする。 オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。 (略) カ 住民への周知 (ア) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (略) (カ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 291 キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援	文字の削除
--	---	--------------

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。 ク 市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (略) (イ) 避難指示<u>等が発令された場合</u>は、速やかに内容を庁内放送、<u>自衛</u>消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 294 3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示等<u>の発令者</u>は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (2) 実施計画	市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、<u>自治会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。 ク 市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (略) (イ) <u>高齢者等避難</u>、避難指示、<u>緊急安全確保</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 292 3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示等<u>を行なった者</u>は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (2) 実施計画 ア 【避難指示の実施機関が実施する対策】 (ウ) 避難時の携帯品	新型コロナ ウイルス感染症 の感染症 法上の位 置づけの 変更に伴 う修正 国の防災
--	--	--

ア 【避難指示の実施機関が実施する対策】 (ウ) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 イ 【住民が実施する対策】 住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。 295 4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（全部局） (略) (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避	避難誘導をする者は、避難立^ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 イ 【住民が実施する対策】 <u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u> 住民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。 292-293 <u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u> 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、<u>(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。</u> <u>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u> 293 4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（全部局） (略) (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者	基本計画に合わせて修正 新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正 国の防災基本計画に合わせて修正
--	--	--

難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。

(略)

- (サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用のスペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

295-297

イ 【県が実施する対策】

- (イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

298

が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。

(略)

- (サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。

(略)

294

イ 【県が実施する対策】

- (イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

295

7 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する計画】（市：危機管理課、県：危機管理部） <u>(ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> <u>(イ)</u> 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 <u>(ロ)</u> 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 <u>(エ)</u> 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情	7 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する計画】（市：危機管理課、県：危機管理部） <u>(ア)</u> 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 <u>(イ)</u> 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 <u>(ロ)</u> 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 <u>(エ)</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居	
--	---	--

報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(5) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(6) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(7) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(8) 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

修正後	修正前	修正理由
第13節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。 304 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、危機管理課） 迂回路による輸送の確保に努めるとともに<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 306	第13節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 <u>陸上輸送が不可能な場合は</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。 301 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、危機管理課） 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>陸上輸送手段確保が困難な場合は</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 303	消防庁通知により修正

修正後	修正前	修正理由
第 14 節 食料品等の調達供給活動 第 3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、商工観光スポーツ部、危機管理課) (ア) 市は、計画等で定められた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策</u>に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。 307 第 3 活動の内容 2 食料品等の供給 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、農林部、商工観光スポーツ部) (イ) 市は、計画等で定めた<u>非常用食料</u>の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び<u>県災害対策本部室</u>に対して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。 308	第 14 節 食料品等の調達供給活動 第 3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、商工観光スポーツ部、危機管理課) (ア) 市は、計画等で定められた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>県（地域振興局長）</u>に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。 304 第 3 活動の内容 2 食料品等の供給 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(福祉部、農林部、商工観光スポーツ部) (イ) 市は、計画等で定めた要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び<u>県（地域振興局長）</u>に対して<u>食料の供給について種類及び数量を明示して</u>要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。 305	1 (2) イ (ア) に 合わせて 修正

修正後	修正前	修正理由
第 15 節 飲料水の調達供給活動 第 3 活動の内容 1 飲料水の調達 (2) 実施計画 ウ 【県企業局が実施する対策】 (オ) ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>の備蓄場所・数量の確認を行う。 311 2 飲料水の供給 ウ 【県企業局が実施する対策】 (オ) ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。 312	第 15 節 飲料水の調達供給活動 第 3 活動の内容 1 飲料水の調達 (2) 実施計画 ウ 【県企業局が実施する対策】 (オ) ボトルウォーター「川中島の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。 308 (オ) ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。 309	第 2 章第 14 節に合わせて修正

修正後	修正前	修正理由
第 17 節 保健衛生、感染症予防活動 第 3 活動の内容 2 感染症予防対策 (カ) 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感	第 17 節 保健衛生、感染症予防活動 第 3 活動の内容 2 感染症予防対策 (カ) 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染	消防庁通知により修正

染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(以下削除)

317

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

(コ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が

連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。(以下削除)

318

の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。

314

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

(コ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。

315

修正後	修正前	修正理由
第 26 節 通信・放送施設応急活動 第 3 活動の内容 4 放送施設の応急活動 (2) 実施計画 (略) カ 【あづみ野テレビ(株)が実施する計画】 災害時における放送を確保するため、「災害時危機管理マニュアル」を策定し、また放送法に準じ「安全・信頼性に関する技術基準」に適合する放送設備を構築し、防災対策を講じている。 (ア) 放送設備は耐震基準を満たした機械室（平成 16 年築）に設置、かつ転倒防止措置を講じている。 (イ) 自家発電設備及び無停電設備を設置し停電時に備えている。 (ウ) 自主放送チャンネルを複数化するとともに予備機器を配備し可用性を高めている。 (エ) 中継設備までに自主光回線により異経路冗長を図っている。 (オ) L 字放送システムにより平常時から各種情報を提供している。 キ 【長野エフエム放送(株)が実施する計画】 (略) 346	第 26 節 通信・放送施設応急活動 第 3 活動の内容 4 放送施設の応急活動 (1) 実施計画 (略) 新規 343	あづみ野テレビの実施計画文言の追加

修正後	修正前	修正理由
第 28 節 災害広報活動 第 3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部) 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第 1 節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 <u>なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> (略) 352	第 28 節 災害広報活動 第 3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部) 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第 1 節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 <u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> (略) 349	新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

修正後	修正前	修正理由
第 29 節 土砂災害等応急活動 第 3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(危機管理課) (ア) <u>土砂災害緊急</u>情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。 (略) イ 【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部) (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急</u>情報を関係自治体の長に通知する。 ウ 【国が実施する対策】(地方整備局) (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急情報</u>情報を関係自治体の長に通知する。 355 エ 【住民が実施する対策】 <u>土砂災害緊急</u>情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 2 地すべり等応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に<u>関する</u>情報を提供するとともに被害を最小限に留めるため	第 29 節 土砂災害等応急活動 第 3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(危機管理課) (ア) <u>警戒避難</u>情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。 (略) イ 【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部) (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。 ウ 【国が実施する対策】(地方整備局) (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。 352 エ 【住民が実施する対策】 <u>警戒避難</u>情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 2 地すべり等応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事	消防庁通知により修正

に応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。 （略） エ 【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 356 3 土石流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。 エ 【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。	を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。 （略） エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 353 3 土石流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。 354	
---	--	--

4 かけ崩れ応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。 357 エ 【住民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 358	エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 4 かけ崩れ応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課） （ア）警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。 エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 354-355	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
第 30 節 建築物災害応急活動 第 3 活動の内容 1 建築物 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部） (イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 359	第 30 節 建築物災害応急活動 第 3 活動の内容 1 建築物 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部） (イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、<u>感染症</u>対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 356	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
修正後	修正前	修正理由
第 31 節 道路及び橋梁応急活動 第 3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社） (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の 多様な 移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。	第 31 節 道路及び橋梁応急活動 第 3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社） (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の 多様な 移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の<u>自動車</u>プローブ情報の活用等により情報収集を行う。	国の防災基本計画に合わせて修正

361 ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局） （ア） 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。 362	358 ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局） （ア） 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。 359	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 33 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第 3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、警察本部、道路公社) (略) 365 (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障	第 33 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第 3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社) (略) 362 (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会	国の防災基本計画に合わせて修正 文言の修

害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送<u>道</u>路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局） （ウ） 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送<u>道</u>路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。 366 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 〔危険物関係〕 ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局） （ア） 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 <u>松本広域連合</u>長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 367 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部）	各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局） （ウ） 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。 363 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 〔危険物関係〕 ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局） （ア） 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 <u>市</u>長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 364 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画	正 国土交通省通知により修正
---	---	------------------------------

(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害警戒区域等</u> 及び施設の点検を実施する。 (イ) <u>土砂災害警戒区域等</u> 及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。 371	イ 【県が実施する対策】（建設部） (ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害等の危険箇所</u> 及び施設の点検を実施する。 (イ) <u>土砂災害の危険がある箇所</u> 及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。 368	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
第 36 節 文教活動 第 4 応急保育 1 市が実施する対策（<u>教育委員会</u>） 381	第 36 節 文教活動 第 4 応急保育 1 市が実施する対策（<u>福祉部</u>） 378	組織編成に伴う変更

修正後	修正前	修正理由
第 37 節 飼養動物の保護対策 第 3 活動の内容 2 実施計画 (2) 【県が実施する対策】 イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の幹旋等所要の措置をとる。なお、職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。(健康福祉部、農政部、警察本部) 382	第 37 節 飼養動物の保護対策 第 3 活動の内容 2 実施計画 (2) 【県が実施する対策】 イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の幹旋等所要の措置をとる。なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。(健康福祉部、農政部、警察本部) 379	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

修正後	修正前	修正理由
第 38 節 ボランティアの受入れ体制 第 2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。 また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と<u>災害状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有把握</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。	第 38 節 ボランティアの受入れ体制 第 2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。 また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。 第 3 活動の内容	国の防災基本計画に合わせて修正

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（福祉部、危機管理課）

(ウ) ボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

384

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部、健康福祉部）

(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（福祉部、危機管理課）

(ウ) ボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

381

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行う。よう努める。

これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

組織改正
による修
正

国の防災
計画に合
わせて修
正

誤字修正

エ 【<u>災害中間支援組織</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、<u>広域的災害ボランティア支援団体等</u>が実施する対策】 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する対策】（市：福祉部、危機管理課、県：危機管理部、<u>企画振興部</u>、健康福祉部） 385 イ 【社会福祉協議会が実施する対策】 (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。 386	エ 【<u>広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>など</u>等）が実施する対策】 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 ア 【市及び県が実施する対策】（市：福祉部、危機管理課、県：危機管理部、<u>県民文化部</u>、健康福祉部） 382 イ 【社会福祉協議会が実施する対策】 (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。 また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。 383	組織改正による改正 国の防災基本計画に合わせて修正
---	---	---

修正後	修正前	修正理由
第 39 節 義援物資及び義援金の受入れ体制 第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合には、市は、県、日本赤十字社 <u>長野県</u> 支部、市社会福祉協議会、及び県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。 387 長野県災害義援金配分委員会会則 (目的) 第 1 条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。 (名称) 第 2 条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。 (所掌事務) 第 3 条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。 (1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。	第 39 節 義援物資及び義援金の受入れ体制 第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合には、市は、県、日本赤十字社 <u>安曇野</u> 支部、市社会福祉協議会、及び県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。 384 長野県災害義援金募集配分委員会会則 (目的) <u>第 1 条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の募集及び配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。</u> (名称) <u>第 2 条 本委員会は長野県災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。</u> (所掌事務) <u>第 3 条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。</u> <u>(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。</u> <u>(2) その他必要な事項</u>	名称の変更 会則の更新

(2) その他必要な事項 (組織等) 第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。 (1) 長野県 (2) 長野県市長会 (3) 長野県町村会 (4) 日本赤十字社長野県支部 (5) 長野県共同募金会 (6) 長野県社会福祉協議会 (7) NHK長野放送局 (委員) 第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。 2 委員は会議に出席し事案を協議する。 (委員長等の職務) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。 (監事) 第7条 委員会に監事2名を置く。 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。 (会議) 第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。 (事務局) 第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に	(組織等) 第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。 (1) 長野県 (2) 長野県市長会 (3) 長野県町村会 (4) 日本赤十字社長野県支部 (5) 長野県共同募金会 (6) 長野県社会福祉協議会 (委員) 第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。 2 委員は会議に出席し事案を協議する。 (委員長等の職務) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。 (監事) 第7条 委員会に監事2名を置く。 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。 (会議) 第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。 (事務局) 第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課及び長野県会計局会計課に事務局を置く。それぞれの事務分掌は長野県災害対策本部規程第2条の3による。 (要綱) 第10条 義援金募集（配分）要綱は別紙要綱骨子によるものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。 (意見の聴取)	
--	--	--

事務局を置く。 (意見の聴取) 第 10 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。 (附則) この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。 390	<u>第 11 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。</u> <u>(附則)</u> <u>この会則は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u> 386	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方 第 3 活動の内容 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u> 405	第 2 節 迅速な原状復旧の進め方 第 3 活動の内容 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> 402	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> 411 11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するように積極的に検討するものとする。</u> 416	調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> 408 11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 413	ス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正 国の防災基本計画に合わせて修正
--	--	---